

環境保全型農業直接支援対策

【[所要額] 4, 807(0) 百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援します。

<背景/課題>

- ・ 環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。
- ・ そのためには、現行の農地・水・環境保全向上対策における集落ぐるみでの共同活動が行われている地域かどうかにかかわらず、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

政策目標

地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の環境保全効果：約49億円

<主な内容>

1. 環境保全型農業に取り組む農業者等に対する直接的な支援

- (1) 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援（国の支援額：4,000円/10a）を実施します。（環境保全型農業直接支払交付金）

<具体的な営農活動>

- ・カバークロープの作付け
- ・リビングマルチ、草生栽培の実施
- ・冬期湛水管理
- ・有機農業の取組

- (2) 平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが協定に基づき行う、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して、平成22年度までの支払い実績の範囲内で、取組面積に応じた支援（国の支援額：水稻3,000円/10a、麦・豆類1,500円/10a、果菜類9,000円/10a等）を実施します。（先進的営農活動支援交付金（平成23年度限り））

環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金
[所要額] 4, 462(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：(1) 農業者、(2) 地域協議会

2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地域協議会及び地方公共団体の支援体制を整備します。

環境保全型農業直接支払等推進交付金 240(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

3. 環境保全型農業直接支払制度に係る調査やシステムの整備

より効果的・効率的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、環境保全効果等に関する調査・検証を実施するとともに、必要な電算処理システムを構築します。

環境保全型農業推進調査事業 35(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 70(0) 百万円

事業実施主体：民間団体

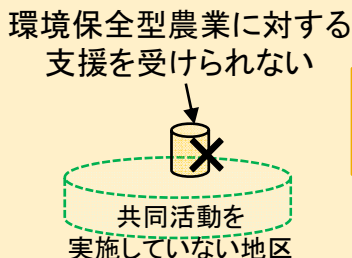
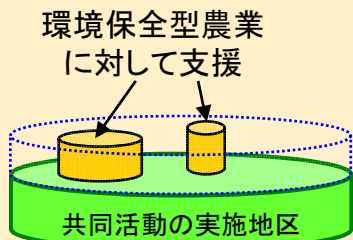
お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-3593-6495（直）

環境保全型農業直接支払

- 集落共同で農地・農業用水等の保安全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。

これまで(農地・水・環境保全向上対策)

平成23年度～(環境保全型農業直接支払)



全国に支援を拡大



- 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

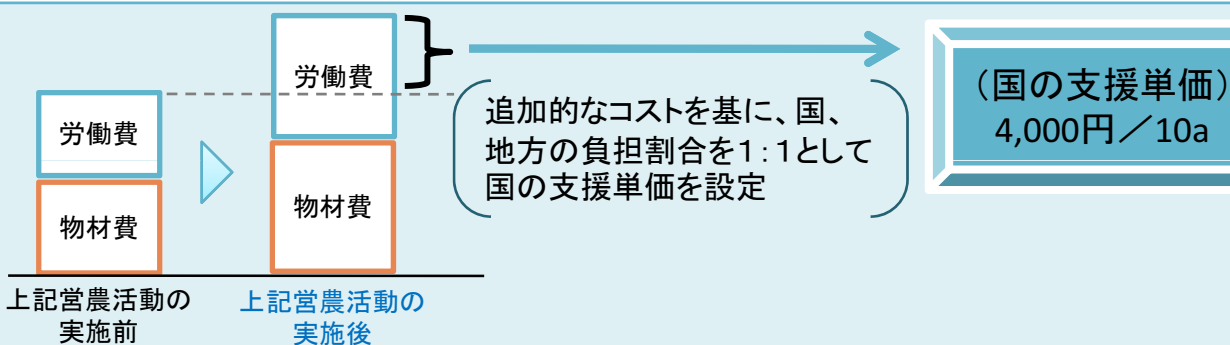


地球温暖化防止等に効果の高い営農活動

- 5割低減とセットで行われる次の取組
 - ーカバークロープの作付け
 - ーリビングマルチ、草生栽培の実施
 - ー冬期湛水管理
- 有機農業の取組



- 支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



- 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです(先進的営農活動支援交付金)。

<国の支援単価>

水稲:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等